



2026 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 伯東株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 宮下 環
(コード：7433 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートリレーション部長 中井 裕孝
(TEL 03-3225-8952)

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 21 日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026 年 9 月 9 日（注）
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 31,700 株
(3) 処分価額	1 株につき 5,050 円
(4) 処分総額	160,085,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

（注）本自己株式処分は、2026 年 10 月 1 日を効力発生日とする株式分割に先立ち行なわれるものです。当該株式分割の詳細については、2026 年 7 月 29 日に開示いたしました「株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。）及び委任型執行役員（国内非居住者を除く。以下、取締役と併せて「対象取締役等」という。）を対象に、対象取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役等が株主の皆さまと企業価値を共有するとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、「役員報酬 B I P 信託」（以下「B I P 信託」という。）を活用した役員向け業績連動型株式報酬制度の導入について 2026 年 6 月 24 日開催の第 74 期定時株主総会において承認を受けております。なお、B I P 信託の概要については、2026 年 5 月 19 日付で公表いたしました「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、B I P 信託の導入に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結

する役員報酬B I P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.15%（2026年3月31日現在の総議決権個数187,184個に対する割合0.17%、いずれも小数点第3位を四捨五入）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【本信託契約の概要】

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 対象取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2026年9月4日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2026年9月4日～2029年8月31日（予定） |
| ⑨ 制度開始時期 | 2026年9月4日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年8月20日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である5,050円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査等委員全員（3名にて構成。うち2名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上